

平成24年6月佐川町議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成24年6月8日 午前9時宣告（第1日）
（開 議）

招 集 場 所 佐川町議会議場

議 員 の 定 数 14名である。

議 員 の 現 在 数 14名である。

出 席 議 員

1 番	森	正彦	8 番	松本	正人
2 番	片岡	勝一	9 番	永田	耕朗
3 番	松浦	隆起	10 番	西村	清勇
4 番	岡村	統正	11 番	今橋	壽子
5 番	坂本	貞雄	12 番	嶋崎	正彦
6 番	中村	卓司	13 番	徳弘	初男
7 番	氏原	義幸	14 番	藤原	健祐

欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	榎並谷哲夫	病院事務局長	笹岡 忠幸
副 町 長	西森 勝仁	教 育 次 長	岩本 敏彦
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	下川 芳樹
会 計 管 理 者	西森 恵子	産業建設課長	渡辺 公平
総 務 課 長	岡林 護	国土調査課長	氏原 敏男
税 務 課 長	河添 博明	農業委員会事務局長	氏原 謙
町 民 課 長	横山 覚	滞納整理課長	岡本 直美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 田村 泰富

本日の議事日程は別紙のとおりである。

平成24年6月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成24年 6月 8日 午前9時開議

- | | | |
|-------|-------|--------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 町長あいさつ並びに行政報告 |
| 日程第5 | | 請願・陳情について |
| 日程第6 | 報告第6号 | 平成23年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第7 | 報告第7号 | 平成23年度佐川町病院事業特別会計継続費繰越計算書について |
| 日程第8 | 承認第1号 | 平成23年度佐川町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第9 | 承認第2号 | 平成23年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第10 | 承認第3号 | 佐川町課設置条例の一部改正について |
| 日程第11 | 承認第4号 | 佐川地質館設置及び管理運営に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 承認第5号 | 佐川町税条例の一部改正について |

日程第 1 3 承認第 6 号 佐川町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 1 4 議案第 3 5 号 平成 2 4 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）
について

日程第 1 5 議案第 3 6 号 平成 2 4 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 1 6 議案第 3 7 号 平成 2 4 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 1 7 議案第 3 8 号 平成 2 4 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 1 8 議案第 3 9 号 佐川町課設置条例の一部改正について

日程第 1 9 議案第 4 0 号 佐川町印鑑条例の一部改正について

日程第 2 0 議案第 4 1 号 字の区域及び名称の変更について

議長 （永田 耕朗君）

おはようございます。ただいまから、平成 24 年 6 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 14 人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布のとおりとします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、5 番坂本貞雄君、6 番中村卓司君、兩名を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長 （徳弘 初男君）

おはようございます。6 月定例会の会期及び運営につきまして、6 月 4 日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日、6 月 8 日を開会日とし、報告、議案の上程、説明までとします。9 日土曜日、10 日日曜日は休会します。11 日月曜日、12 日火曜日は一般質問を行います。13 日水曜日は休会とし、各常任委員会を行います。14 日木曜日は、議案質疑、討論、採決等を行い、閉会といたします。

本定例会の会期は、6 月 8 日から 14 日までの 7 日間に決定しましたので、報告をいたします。

議長 （永田 耕朗君）

お諮りします。本定例会の会期を、議会運営委員長の報告とおり、本日から 6 月 14 日までの 7 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 14 日までの 7 日間に決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

3 月定例会後の重立ったものについて報告します。

この時期は、各種団体の総会や行事が大変多くありましたので、その重立ったものを報告します。

3 月 10 日、さくら園の退園式、「卒業と進学・就職を祝う会」へ御案内を受け、出席しました。

3月15日、町内各中学校から卒業式の御案内を受け、議員の皆さんとそれぞれ分担して出席しました。

3月17日、国道33号、三坂道路開通式・落成祝賀会への御案内を受け、榎並谷町長と出席しました。

3月22日、町内各小学校から卒業式の御案内を受け、議員の皆さんとそれぞれ分担して出席しました。

同日、佐川町長寿大学修了式が「かわせみ」で行われ、祝辞を申し上げてまいりました。

3月23日、平成24年第1回日高村・佐川町学校組合議会が召集され、出席しました。

提出されました議案は、予算案2件でありました。平成23年度、一般会計補正予算は、国の緊急防災・減災事業により、小学校体育館を改築するもので、1億8,791万円増額し、総額2億9,344万5,000円とするものでした。平成24年度、一般会計予算の総額は、1億6,023万5,000円で、前年度より6,549万7,000円の増額で、増額の主なものは、教育委員会事務所を改築するものです。

また、人事案件では、組合長に榎並谷町長が、議長に日高村の横山議長が、それぞれ選任されました。

4月11日、高北病院耐震化事業増改修工事起工式が行われ、出席しました。

4月22日、平成24年度佐川町部落長会総会並びに第1回町行政報告会が「かわせみ」において開催され、祝辞を申し上げてまいりました。

4月24日、牧野富太郎博士生誕150年記念「牧野富太郎博士とふるさと佐川展」開会式典が「地場産センター」で行われ、皆さんとともに出席しました。

4月26日、高吾北広域町村事務組合第1回臨時会が招集され、出席しました。

提出されました議案は、高吾北広域ふるさと市町村基金条例の一部改正と、高吾北消防本部庁舎新築工事請負契約の締結で、高知市の株式会社宮崎技建と4億950万円で請負契約するものでした。

同日、平成24年度佐川町長寿大学入学式が「かわせみ」で行われ、副議長に代理出席していただきました。

4月27日、第30回佐川町赤十字奉仕団総会が「かわせみ」で行われ、祝辞を申し上げてまいりました。

5月10日、高幡町村議会議長会定期総会が津野町で開催され、事務局とで出席しました。

提出されました議案は、平成23年度一般会計決算の認定、平成24年度事業計画、一般会計予算でありました。いずれの議案も原案どおり決定されました。本年度の議員研修は、8月24日、梶原町で、親睦体育大会は10月19日、三原村で開催されます。

5月11日、産業厚生常任委員会が所管事務調査として、耕作放棄地解消事業等の調査を実施しました。

5月14日、道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会総会及び道路整備促進高知県大会が城西館で開催され、榎並谷町長と出席しました。

5月23日、総務文教常任委員会が所管事務調査として、かいな小富士団地の販売状況、弘岡、仁淀川町名野川山の町有林の管理状況等について現地調査を実施しました。

5月24日、高吾北地区地域安全協会総会が、大正軒で開催され出席しました。

同日、越知町議会主催の住民懇談会を傍聴させていただき、今後の議会活性化に生かしてまいりたいと考えています。

5月25日、平成24年度、国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会総会が、いの町「すこやかセンター伊野」で開催され、榎並谷町長と出席しました。

5月29日から2日間、東京のメルパルクホールにおいて、第37回町村議会議長・副議長研修会が開催され、副議長と事務局とで出席しました。

研修会は、埼玉県嵐山町議会、長島議長からの町村議会活性化事例発表・「今後の町村議会のあり方と自治制度」と題したシンポジウム及び「日米文化比較論」「議員の健康管理術」の2題についての講演を受け、大変有意義な研修でありました。

6月1日、高吾北広域町村事務組合第2回定例会が招集され、出席しました。

提出されました議案は、売買契約の締結についての1件でありました。清掃センター指定ごみ袋を652万5,750円で、高知市の関株式会社から購入する契約で、原案どおり決定されました。

6月6日、第26回全国健康福祉祭こうち大会『「ねんりんピックよさこい高知2013」佐川町実行委員会』設立総会並びに第1回総

会が開催され、副議長、産業厚生常任委員長とで出席しました。

この大会は、高知県下の 10 市、6 町、1 村、1 広域連合で、スポーツ交流大会、20 種目、文化交流大会 4 種目が行われ、本町では、来年 10 月 27 日にウォークラリーが行われます。また、本年 10 月 14 日にはプレ大会が開催されます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4、町長挨拶並びに行政報告を行います。

町長 （榎並谷 哲夫君）

おはようございます。あいにくの雨になりました。本日は議員の皆様方には御出席をいただき、平成 24 年 6 月町議会定例会が開会できますことを、まず厚く御礼を申し上げます。

御挨拶の前に、ちょっと御紹介を申し上げたいと思います。実は、この数年来、本省の初任者研修として、佐川町にずっと継続的に研修においでいただいております。いつもは、議会と研修期間とが一緒になっておりましたので、議員の皆さんと相まみえる機会もございましたけども、本年は、議会の日程等の都合により、この月曜日から、総務省から稲垣さん、そして外務省から長島さんが研修として、きょう最後の日になっております。きょう、傍聴に来ていただいておりますので、御紹介を申し上げたいと思います。きょう、離町するということになっておりますので、大変……でございますけど、御挨拶の前に御紹介をさせていただきます。

さて、それでは、御挨拶申し上げます。

さて、去年の東日本大震災、もう既に 1 年と 3 カ月を過ぎようとしてございます。そうした震災の発生を受け、国の中央防災会議が行った東海・東南海・南海地震の被害想定の見直しにつきまして、その内容が 3 月末に発表されました。

それによりますと、東海沖から四国沖の海底にある「南海トラフ」、マグニチュード 9 クラスの地震が起きた場合、震度 7 になりうる地域は、10 県 153 市区町村に広がり、平成 15 年に調査したときの 23 倍の面積に拡大するという内容でありました。また、従来の想定にはなかった 20 メートル以上の津波がくる可能性がある地点は、6 都県、23 市町村にも及び、高知県の黒潮町が、全国で最大の 34.4 メートルに達するとの記事が報じられました。

佐川町におきましては、津波の心配はないといたしましても、最大震度は 7 程度と想定されており、がけ崩れや、建物の倒壊などに

よる大きな被害が予想されます。数年前から計画的に進めてまいりました防災対策といたしまして、小中学校の耐震化につきましては、平成 25 年度に完了を予定しておりますが、今後は、保育所などの公共施設はもちろんのこと、木造住宅の耐震化に対する補助につきましても、国や県の補助事業を有効に活用しながら、積極的に進めてまいりたいと考えております。また、防災行政無線の難聴地域対策や、災害時の情報伝達手段の構築なども充実させたいと考えております。

また、ここ数日、ニュースで、ことしの夏の電力不足の話がよく聞かれております。供給電力の 46%を原子力発電に頼っている関西電力では、深刻な供給不足が見込まれているとのことでありまして、西日本の各電力会社に対し、5%以上の節電を、特に四国電力には7%程度の節電を依頼する可能性もあると言われております。まだ先行きはわかりませんが、仮に、関西電力への融通の必要性がなくなったとしても、省エネは、今や、私たちの生活においては、大変重要な課題であります。地球温暖化防止のためにも、今まで以上に、省エネに取り組んでいかなければならないとの思いを強くいたしております。

続きまして、行政報告を行います。3月定例会後の重立ったものについて御報告申し上げますが、先ほどの議長さんの諸般の報告と重複する部分もありますけれども、お許しを願いたいと存じます。

まず初めに、3月23日、日高村佐川町学校組合議会が招集され、出席しました。提出されました議案は、平成23年度の一般会計補正予算案及び平成24年度の一般会計当初予算案の2件でありました。平成23年度の補正予算額は、歳入歳出それぞれ1億8,791万円を増額で、歳入歳出予算の総額は、2億9,344万5,000円となりました。補正額のうち、主なものは、小学校体育館建設によるものであります。

平成24年度の当初予算額は、1億6,023万5,000円で、23年度の当初予算額と比較しますと、6,549万7,000円の増となっております。この主な要因は、教育委員会事務局及び放課後児童クラブ施設建設によるものであります。

また、学校組合長、副組合長及び議長、副議長の選出が行われ、学校組合長には私が、副組合長には日高村の戸梶村長、議長には日高村の横山議長、副議長には当町の永田議長が、それぞれ選出をさ

れております。

4月2日、固定資産税の納税通知書を発送いたしました。件数にしまして7,071件、調定額は4億4,389万900円でございます。昨年度に比べ、1件の増でございますけども、約3,849万円の減となっております。この要因は、3年に一度の評価替えにより下落したものであります。

4月11日、高北病院耐震化事業増改築工事起工式の安全祈願祭がとり行われ、議員の皆様と一緒に出席をし、工事の安全を祈願をいたしました。

4月18日、高知自治会館で開催されました仁淀川地区町村会通常総会に出席をいたしました。会議では、平成24年度の事業計画や予算案について審議され、いずれの議案も原案どおり決定をされております。

4月22日、健康福祉センターにおいて平成24年度佐川町部落長会総会並びに町政報告会を開催をいたしました。総会では、永年、部落長を務めておられます上田和昭さんをはじめ7名の方々に感謝状をお贈りするとともに、引き続き行いました町政報告会では、24年度の予算概要などについて説明し、町政についての御理解と御協力をお願いをいたしたところでございます。

4月24日、牧野富太郎博士生誕150年記念行事のメインイベントとして、地場産センターにおきまして「牧野富太郎博士とふるさと佐川展」を開催をいたしました。オープニングセレモニーでは、岩城副知事にご臨席をいただき、御祝辞をいただくとともに、テープカットをして博士の生誕150年を祝いました。

なお、5月13日までの20日間の開催期間中の入場者は1,124人であったとの報告を受けております。

また、博士の誕生日に合わせて企画し、高知放送で5週にわたって放送しました土佐の昔ばなし「牧野富太郎博士生誕150年記念特別企画」では、声の出演者として、私をはじめ16人の町民の皆様が登場いたしました。町内外からも好評を博し、視聴率も平均18%程度と、ローカル番組としては大変高かったと聞いております。また、この台本とDVDを東京の牧野家など関係者にもお配りし、大変喜ばれております。

4月26日には、高吾北広域町村事務組合議会臨時会が招集され、出席をいたしました。提出されました議案は、高吾北広域ふるさと

市町村圏基金条例の一部を改正する条例と、高吾北消防本部庁舎新築工事に係る工事請負契約の締結についての２件でありまして、いずれの議案も、原案どおり決定をされました。

５月９日、軽自動車税の納税通知書を発送いたしました。件数にして 9,269 件、調定額は 4,256 万 5,500 円で、昨年より約 19 万円の増でございます。

５月 15 日、全国森林環境税創設促進連盟特別総会が、全国町村会館で開催され、副町長が出席をいたしました。総会では、山梨県早川町長である辻会長の挨拶に続き、本県選出の中谷元衆議院議員の来賓祝辞があったとの報告を受けております。

また、提出されました議案は、平成 23 年度の事業報告や収支決算及び平成 24 年度の事業計画など 6 議案でありましたが、いずれの議案も原案どおり決定され、また、全国森林環境税の創設に関する決議では、大豊町の今井議員が案文を朗読し、全会一致で決議されたとのことでした。

５月 16 日、平成 24 年度全国治水砂防協会通常総会がシェーンバッハ・サボーにおいて開催され、副町長が出席をいたしました。会では、綿貫民輔会長の挨拶に引き続き、提出されました議案は、平成 23 年度の事業報告や決算報告、また、平成 24 年度の収支予算案など 5 件であり、いずれも原案どおり決定されたとの報告を受けました。来賓は衆参国會議員 64 名が出席したとのことです。また、一般社団法人全国治水砂防協会への移行についても説明があったと説明を受けております。

５月 17 日、全国自治体病院開設者協議会定時総会が都市センターホテルで開催され出席をいたしました。総会では、平成 23 年度の事業報告や決算報告、平成 24 年度の事業計画案などについて審議され、いずれも原案どおり決定をされました。また、自治体病院が地域において真に必要な良質な医療を、安全にかつ継続して提供できるよう国及び関係機関等による諸施策が適切に講じられるべきについて決議するとともに、要望活動を行ってまいりました。

５月 23 日、道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会及び命と暮らしを守る道づくり全国大会が、シェーンバッハ・サボーにおいて開催され出席をいたしました。総会では、平成 23 年度の事業報告や決算報告、平成 24 年度の事業計画などについて審議され、いずれも原案どおり決定をされました。

大会では、高速道路から生活道路まで地域住民の「命の道」の着実な整備など、4項目が全会一致で決議され、終了後には、地元選出国會議員に対しまして要望活動を行ってまいりました。

6月1日、本年度の住民税の普通徴収及び年金特別徴収の納税通知書を発送いたしました。給与特別徴収と合わせて、5,805件、賦課決定額4億3,674万5,700円でございます。昨年より47件、2,143万900円の増となっておりますが、これは主に年少扶養控除の廃止に起因するものでございます。

同日、高吾北広域町村事務組合議会第2回定例会が招集され、出席をいたしました。提出されました議案は、高吾北清掃センター指定ゴミ袋の売買契約の締結についての1件でありましたが、原案どおり決定をされました。

6月6日、第26回全国健康福祉祭こうち大会、いわゆる、ねんりんピックよさこい高知2013佐川町実行委員会の設立総会を開催をいたしました。これは、来年10月26日から29日までの間、高知県下で「長寿の輪 龍馬の里で ゆめ交流」と銘打って行われるものでありまして、当町では、ふれあいスポーツ交流大会としてウォークラリーを行うものでございます。

本実行委員会は、24名の委員で構成し、大会を円滑に運営するために、リハーサル大会の開催や、大会の宣伝活動などを行うものでございます。

そのほか、この時期には、各地区の老人クラブ総会をはじめ、商工会など、さまざまな団体の総会が開催され、御挨拶を申し上げてまいりました。また、お集まりの皆様方とともに懇談をし、御意見も伺ってまいっております。

なお、今回の定例会に提出いたします議案は、報告2件、承認案6件、議案7件でございますが、どうか慎重な審議をいただき、適切な御決定を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。以上でございます。

議長 （永田 耕朗君）

以上で、町長挨拶並びに行政報告を終わります。

日程第5、請願・陳情について、を議題にします。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりです。受理番号1号、2号、3号は、総務文教常任委員会に、受理番号4号は、産業厚生常任委員会に付託します。

日程第 6、報告第 6 号、平成 23 年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、及び日程第 7、報告第 7 号、平成 23 年度佐川町病院事業特別会計継続費繰越計算書について、を一括議題とします。提出者の報告をお願いします。

町長 （榎並谷 哲夫君）

それでは、報告につき、御説明を申し上げます。

まず、報告第 6 号、平成 23 年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、御説明を申し上げます。先の議会で、繰越明許費の議決をいただきました霧生関公園（仮称）でございます。建設事業以下、7 件につきまして、合計 2 億 9,560 万 3,786 円を翌年度に繰り越しました。

個々の事業の繰越額とその内容を御説明をいたします。

まず、霧生関公園（仮称）でございます。建設事業が、繰越額 962 万 9,000 円。内容は、開発行為変更許可申請作成委託料などでございます。次に、牧野博士生誕 150 年記念事業が、繰越額 1,131 万 3,000 円。内容は、記念事業関連の企業、住民対象の補助金などです。次に、農道及び用排水路改修事業が、繰越額 739 万 4,000 円。内容は、斗賀野の島田堰の修繕について、動力用機械製作に不測の日数がかかったことによります。次に、花見事業が、繰越額 185 万。内容は、花見時期が年度をまたがることによるものでございます。次に、地方道路交付金事業が、繰越額 4,722 万 3,350 円。内容は、玉割小橋の工事費と測量委託料です。次に、尾川小中学校耐震化事業が、繰越額 2 億 1,574 万 5,000 円。内容は、本年の夏休みにおいて行う耐震化工事の工事費と設計監理委託料です。最後に、急傾斜地崩壊対策事業が、繰越額 244 万 9,436 円で、内容は、県工事の繰り越しに伴う町負担の繰り越しでございます。

続いて、報告第 7 号でございます。平成 23 年度佐川町病院事業特別会計継続費繰越計算書につきまして、病院耐震化事業に係る平成 23 年度の予算残額 1,575 万 7,068 円を翌年度へ逓次繰越をいたしました。

病院の耐震化事業につきましては、平成 22 年度を初年度とする 4 カ年継続事業として実施しております。継続費の総額は、18 億 2,500 万円。平成 23 年度の年割額は、8,460 万円となっております。これに前年度逓次繰越額 4,936 万 663 円を加えた 1 億 3,396 万 663 円が、平成 23 年度継続費予算現額であります。これに対し、支払

義務発生額 1 億 1,820 万 3,595 円を差し引いた残額 1,575 万 7,068 円を翌年度へ通次繰越をいたしました。通次繰越額の財源内訳といたしましては、県の耐震化補助金 701 万 5,000 円、損益勘定留保資金 874 万 2,068 円を予定しております。

なお、継続費繰越計算書にお目を通していただきたいと存じます。以上でございます。

議長 （永田 耕朗君）

一括で質疑を行います。

質疑なしと認めます。

これで、報告を終わります。

日程第 8、承認第 1 号、平成 23 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）について、から、日程第 20、議案第 41 号、字の区域及び名称の変更について、まで、以上 13 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長 （榎並谷 哲夫君）

それでは、提案理由を御説明申し上げます。

まず、承認第 1 号、平成 23 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）につきましては、今回 1 億 5,139 万 7,000 円を追加補正をいたしまして、総額 64 億 3,585 万 8,000 円としたものでありまして、平成 24 年 3 月 31 日に専決処分をいたしました。

承認第 2 号、平成 23 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回 120 万円の減額補正をいたしまして、総額を 5,391 万 5,000 円とし、平成 24 年 3 月 31 日に専決処分をいたしました。

承認第 3 号、佐川町課設置条例の一部改正につきましては、産業建設課、農林商工観光室の新設に伴い、各課事務分掌に関する規定の整備を行ったものでありまして、平成 24 年 3 月 30 日に専決処分をいたしました。

これは、本来、つきつめれば、地方自治法第 96 条に規定される議決事件に該当するものでありますが、今回の件は、課の設置及び改廃等でなく、既存の課の内部に配置して事務事業のように実効性が上がる部署として模索をしておりましたが、3 月定例会までには、調整が付きませんでした。このため、調整できたのは、定例会後となり、また、年度末を控え、議会を開く時間的余裕がないと判断をしたためでありましたが、地方自治法の、近年、改正もございまし

て、179 条の解釈もその運用の範囲が限られているようでありますので、今後におきましては、認識を新たにいたしまして、法令の予想するところに従って執行いたしたいと思っております。今回の件につきましては、何とぞ御理解を賜りたいというに思います。よろしくお願い申し上げます。

承認第 4 号、佐川町地質館設置及び管理運営に関する条例の一部改正につきましては、地質館の管理を町長部局から教育委員会に移管したことに伴い、管理に関する規定の整備を行ったものでありまして、平成 24 年 3 月 30 日に専決処分をいたしました。

この件につきましても、先ほどの理由と同様でございまして、何とぞ御理解いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

承認第 5 号、佐川町税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成 24 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、佐川町税条例の一部改正を行ったものでありまして、平成 24 年 3 月 31 日に専決処分をいたしました。

承認第 6 号、佐川町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成 24 年 3 月 30 日に公布されたことに伴い、佐川町国民健康保険税条例の一部改正を行ったものでありまして、平成 24 年 3 月 30 日に専決処分をいたしました。

以上、6 件の承認事件につきまして、御承認を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 35 号、平成 24 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回 4,779 万 4,000 円を追加補正をいたしまして、総額 61 億 9,745 万 9,000 円とするものでございます。

議案第 36 号、平成 24 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回 104 万 9,000 円を追加補正いたしまして、総額を 17 億 1,351 万 4,000 円とするものでございます。

議案第 37 号、平成 24 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回 352 万 2,000 円を追加補正いたしまして、総額を 15 億 9,227 万 7,000 円とするものでございます。

議案第 38 号、平成 24 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、玉割小橋かけかえ工事に伴う県道 297 号埋設の配水管の部分的移設受託工事費及びそれに対する一般会計からの補償金の受け入れをそれぞれ 200 万円追加補正するものでございます。

議案第 39 号、佐川町課設置条例の一部改正につきましては、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、町民課事務分掌に関する規定の整備を図るものです。

議案第 40 号、佐川町印鑑条例の一部改正につきましては、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止等に伴いまして、町印鑑条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第 41 号、字の区域及び名称の変更につきましては、平成 23 年度国土調査を実施した区域において、土地の管理利用等で不便なため変更するものでございます。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長からの説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

総務課長 （岡林 護君）

私からは、承認第 1 号の平成 23 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）につきまして、その詳細を御説明申し上げたいと思います。平成 23 年度佐川町一般会計補正予算書（第 6 号）をごらんいただきたいと思います。

まず、第 4 ページをごらんいただきたいと思います。

ここには、地方債補正の変更が記載されておりまして、緊急防災・減災事業、これは尾川小中学校耐震化事業でございますけど、その限度額を 1 億 1,740 万円から 1 億 940 万円に減ずるものであります。減ずる額が 800 万円ということになります。

これはですね、尾川小中学校耐震化事業の補助額が確定をいたしまして、確定というのは、増額して確定いたしましたことに伴いまして、その補助裏に充てる起債を、それに応じて減額するものでございます。

次、9 ページ、10 ページをごらんいただきたいと思います。

ここからは、まず歳入について、目と節で御説明をいたします。一番上の 1 目地方交付税。特別交付税が 1 億 8,559 万 1,000 円の補正です。これは、特別交付税が確定したことに伴います補正でありまして、当初は、1 億円予算化しておりましたので、この補正合わせまして特別交付税は、2 億 8,555 万 9,000 円となったということでございます。ちなみに、平成 22 年度特別交付税の決算は、2 億 8,500 万 8,000 円でありました。

続いて、その下の 13 款国庫支出金の 5 目教育費国庫補助金の 3

節小学校費補助金、これは、尾川小中学校耐震補強事業で 764 万 9,000 円の増額補正。そしてその下の、これは県支出金ですが、小学校費補助金で 65 万 8,000 円の増額。これは、先ほど申し上げましたように、国費と県費の増額補助額が確定したものであります。

その下の 15 款財産収入、2 目利子及び配当金の、それぞれ財政調整基金、減債基金、その他基金が、これは利子分であります。

続いて、その下の 15 款財産収入の 2 目不動産売買収入、不動産、これは売払収入で 455 万 8,000 円。これ、荷稻の小富士団地の売払いに伴います増額の補正であります。

それから、その下の 16 款寄附金の 2 目民生費寄附金の社会福祉寄附金 85 万、これは香典返しによります入でありまして、これは、社会福祉に役立ててもらいたいということでありました。

それから一番下の 17 款繰入金で、1 目財政調整基金繰入金、これが△の 2,477 万 8,000 円。

それからその下の、その他基金繰入金で公共施設等整備基金繰入金、△の 2,993 万 5,000 円。これは、もうこの 3 月補正の段階でこの分は必要なくなったということで、△としております。

次、11 ページ、12 ページをごらんください。

1 目の給食会計繰入金ですが、30 万円の増額。これは、滞納繰越分が、予算より多く徴収できたことによります補正であります。

それからその下の、19 款諸収入の 2 目雑入の市町村振興協会基金交付金（宝くじ交付金）1,300 万 9,000 円、これサマージャンボとかオータムジャンボの売り上げが原資となった交付金であります。

それから、一番下の 20 款町債、2 目教育債、1 節学校施設整備費、緊急防災・減災事業ですが、これは先ほど御説明いたしました、尾川小中学校耐震補強事業の補助額が確定したことに伴いますその補助裏に当てる起債を減額したものであります。

次、13 ページ、14 ページをごらんください。

ここからは歳出です。2 款総務費の 1 目一般管理費、25 節積立金、財政調整基金、減債基金、それからふるさとづくり基金と、それぞれ積立てておりまして、一番下の公共施設等整備基金積立金に 1 億 5,039 万 1,000 円積立てをいたしました。これは、今後のですね、インフラ整備とか、それから公共施設の耐震化等に備えて積立てをさしていただいたということです。

それから、3 款民生費。1 目社会福祉総務費の 25 節積立金の社

会福祉寄附金積立金 85 万円。これは、先ほど申し上げました香典返しの寄附金を社会福祉基金に積み立てたということであります。

そこからは、ずっともう利子等ですね益金のことですんで、この部分は省略させていただきます。

15 ページ、16 ページをごらんください。

9 款の教育費の 1 目学校管理費ですが、これが、この今回のこれは、変更はですね、財源内訳の変更ということになります。国庫支出金、それから県支出金が、先ほども説明しましたけど、増額いたしましたんで、それで、その補助裏となる地方債をですね、800 万減じたということで、この財源内訳のところをごらんいただいたらわかりかと思います。

それから、その下の 3 項中学校費の財源内訳のところですが、△の 460 万 7,000 円と。その他のところが△の 460 万 7,000 円。それから一般財源が 460 万 7,000 円。これは、公共施設整備基金を当初充てる予定で、ここに充当してたんですが、今回その必要はなくなったということで、一般財源のほうへ変えたということでもあります。

それから一番下の、9 款教育費の 2 目学校給食費、28 節繰出金、学校給食特別会計繰出金、△の 150 万円です。これは、いわゆる学校給食費の現年分の徴収額が予算より増額となったために、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

以上でございます。

教育次長 （岩本 敏彦君）

私から、日程第 9、承認第 2 号、平成 23 年度学校給食特別会計補正予算（第 1 号）について、説明をさせていただきます。

平成 23 年度学校給食特別会計補正予算書の事項別明細書で説明させていただきます。8、9 ページをお開きください。

まず、歳入につきまして、保護者負担金 30 万円の増額につきましては、滞納繰越分の徴収見込みを当初 200 万円としておりましたが、30 万ほど多く徴収できたことによるものです。

次に、一般会計繰入金につきましては、歳入の賄い材料費に余剰金が出ましたので、一般会計からの繰入金を、150 万減額補正をするものでございます。

次のページをお開きください。

歳出でございます。歳入での繰入金の減額分を受けて、11 節需要費の賄材料費を 150 万円減額するものでございます。

次に、28 節の繰出金の 30 万円の増額につきましては、歳入で、滞納徴収増となった分を、一般会計へ繰出金とするものでございます。これにより給食費が、全体で 120 万円の減額補正といたすものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長 （岡林 護君）

承認第 3 号、佐川町課設置条例の一部改正について、御説明をいたしたいと思います。

この条例改正は、産業建設課農林商工観光室の新設に伴いまして、管理に関する規定の整備を行ったものであります。新旧対照表が、資料としてお手元にあるかと思いますが、ごらんいただきたいと思います。

これに、左側が現行、右側が改正後ということになっております。左側、現行、総務課のところに「テ 観光振興に関すること」というのがありましたが、その産業建設課に移管されたということで、ここを削ると。右側改正後、削る。空白になっております。それから、その下の産業建設課のほうに、改正後で、エで「観光振興に関すること」ということを加えたということです。それぞれ、それからあと記号につきましては、それによって順次繰り上げ、繰り下げとかいうことがなされたということでありまして。

それから、申しわけありません。この条例の一部改正の専決はですね、先ほど町長が専決となった理由等を申し上げましたんで、私からは、重複しては御説明申し上げませんが、今後はですね、十分配意して、より適正な執行に努めてまいりたいと思いますので、何とぞ御理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

それから、続きまして承認第 4 号、佐川地質館設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、です。この条例改正は、地質館の管理が、町長部局の産業建設課から教育委員会に移管したことから、管理に関する規定の整備を行ったものであります。これも、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

これは、現行左側、右側が改正後ですが、中段あたりですか、中段よりちょっと上あたりが、現行では町長ということになっておりましたが、下線部、それが右側改正後には、教育長ということになっておりまして、これによって移管されたということでありまして。

なお、この専決につきましても、先ほどと同様の事例でございま

して、今後は、十分適正な、より適正な執行に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。以上です。

税務課長 （河添 博明君）

私のほうからは、承認第5号及び承認第6号について、内容の説明をさせていただきます。承認第5号ですけれども、参考資料で御説明をさせていただきます。参考資料の承認第5号関係ということをごらんください。

ここには、平成24年度地方税法改正の概要といたしまして、主要項目をお示ししております。今回の税条例の一部改正は、2の固定資産税の特別措置の延長に係る部分でございます。この中の（2）固定資産税（土地）の負担調整措置につきまして、原則として現行のしくみを3年延長する、と。また、住宅用地特例を継続。ただし、不公平是正の観点から、住宅用地に係る据置特例を経過的な措置を講じた上で、平成26年度に廃止する。とございます。この部分に係る税条例の改正となっております。

裏面に、宅地の税負担の調整措置の説明とイメージ図をお示ししております。佐川町におきましては、平成9年度から継続的に、宅地の税負担調整措置がとられております。負担水準、左側中段に説明をしております。新評価額に対しまして、前年度の課税標準額の割合とございますけれども、これは、90%以上の住宅用地につきましては、据置特例が25年度まで継続されるというものでございます。

住民税関係でございますが、これは、東日本大震災による被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございます。震災によりですね、居住用家屋が失われた方が、被災を受けた家屋の敷地を譲渡され、佐川町に転入してきた場合と。こういう場合に、一定の要件のもとですね、住民税の軽減を受けられる特例の期限延長措置も、この条例改正の中に盛り込まれております。

本町では、今のところですね、震災に係る税の特例に該当する案件はございません。が、今後ですね、被災地の復興計画の進捗状況によりましては、被災地からの転入者も考えられますことから、地方税法の改正に伴い、税条例の一部を改正し、対応するものです。

続きまして、承認6号関係です。これもですね、佐川町国民健康保険税条例の一部改正について、ということで説明させていただきます。これも先ほど説明しました佐川町税条例の改正と同様にです

ね、東日本震災による被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございます。

これも、先ほどと同じように、被災を受けた方がですね、家屋の敷地を譲渡され佐川町に住まいを構えられた場合に、一定の条件を満たすと、国保税の軽減を受けられるという特例の期限延長措置でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（岡林 護君）

それでは、議案第 35 号の平成 24 年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、その詳細を御説明申し上げます。補正予算書をごらんいただきたいと思います。

まず、4 ページをごらんください。

これは、地方債補正の変更でありまして、急傾斜地崩壊対策事業費（県工事負担金事業）ですが、これが 1,470 万円の限度額を 1,980 万円に上げるというものであります。これは、県の急傾斜地崩壊対策事業が増加したために、起債で充てる町の負担金を、これは 510 万円ですが、増額するものであります。

続いて、9 ページ、10 ページをごらんください。

まず、歳入から目と節で御説明をいたします。11 款分担金及び負担金の 1 目民生費負担金、2 節社会福祉費負担金ですが、障害者計画相談支援負担金が 214 万 8,000 円の補正です。これは、障害者自立支援法が本年 4 月に改正されまして、介護と同様に、ケアプランの作成が必要となった。で、障害福祉サービス利用に係る相談支援及びサービス等利用計画の作成が実施するにあたっての負担金ということになります。

その下の 1 節総務管理費負担金 1,183 万 3,000 円の補正ですが、これは、現在、債権管理機構に職員を派遣しております。それから、県との人事交流で、県にも職員を派遣しておりまして、その人件費分の、それぞれ派遣先からの負担金であります。

続いて、13 款国庫支出金の 4 目土木費国庫補助金、1 節住宅費補助金、住宅耐震化支援事業 100 万円です。これは、コンクリートブロック塀の耐震化が、このたび県の補助要綱に新たに追加されたことに伴いまして、まず国庫補助が 100 万円ということです。

それからその下の、2 節地方道路交付金が 130 万円の増額。これは、玉割小橋水道管移設補償費の 200 万円に対する 65%の交付金

であります。

それからその下、7目商工費国庫補助金の1節商工費補助金、町なみ環境整備事業補助金2,065万円。これは、このたび国庫補助金がですね、2,065万円増額していただいたということで、ここに入として載せております。

それから、その下、14款県支出金の5目土木費県補助金、2節住宅費補助金の高知県住宅耐震化促進事業費補助金50万円。これは、先ほどのコンクリートブロック塀の耐震化に伴います県分の補助金であります。

それから、17款繰入金の財政調整基金繰入金ですが、1,093万2,000円。これは、今回の補正に充当するものであります。

一番下の20款町債の3目災害復旧債、2節公共土木施設災害復旧債、防災対策事業債、県の急傾事業の増加に伴いまして、起債充てる町の負担金の増加による補正でありまして510万円です。

次、11ページ、12ページをごらんください。

ここからは、歳出となります。

今回、6月補正は、主に4月の人事異動に伴います人件費の調整でありますので、その説明については省略をさせていただきます。

2款総務費の1目一般管理費の19節負担金・補助及び交付金、人事交流負担金800万円。これは、県から人事交流で来ていただいている職員の人件費分であります。

それから3目財産管理費、11節需用費、消耗品費で435万4,000円。これは、庁舎のLED化を行います、そのLEDの購入費であります。実は、これは当初はですね、当初予算では工事請負費に合算して計上していたんですが、今回は、このLEDそのものにつきましては、切り離して消耗品に組み替えたものであります。

それから15節工事請負費、町有財産管理工事費△の277万8,000円。これは、先ほど申し上げましたように、LEDを組み替えましたんで、その分の減と、それからあとですね、今回、産業建設課の天井が雨漏りをいたしておりますんで、その修繕工事を組み込んでおりますが、その分の差し引きでこうなります。

飛びますが、15ページ、16ページをごらんください。

3款民生費の1目社会福祉総務費の8節報償費、謝礼金が214万8,000円。これはちょっと入のところでも説明いたしましたが、障害福祉サービス利用に係る相談支援及びサービス等利用計画の作

成に要する謝礼金であります。

続いて、17 ページ、18 ページをごらんください。

4 款衛生費の 3 目老人保健費、これ 8 節の報償費から 18 節の備品購入費まで、合計で 266 万 8,000 円となります。これにつきましては、このたびですね、健康で元気なまちづくり総合アドバイザーを設置いたしましたんで、その設置に伴います報償費とか、あと備品類についての予算計上です。

続いて、21 ページ、22 ページをごらんください。

6 款の商工費の 13 節委託料、設計監理委託料が 564 万円の増。それからその下の 15 節工事請負費、歴史まちづくり整備工事に 1,400 万円の増。これらはですね、先ほど 2,000 万が国庫から増額になったと言いましたが、それらのことも踏まえましてですね、歴史まちづくり事業の浜口邸の内部の改修と牧野生家の再生、それらの設計監理委託料とか、それから工事費につきましての増額補正です。

それからその下の 7 款土木費の 3 目道路橋梁新設改良費、22 節補償、補填及び賠償金、支障物件補償費 200 万円。これは、玉割小橋の水道管移設の補償費であります。

それから、同じく 7 款土木費の 1 目住宅管理費の 19 節負担金補助及び交付金、コンクリートブロック塀耐震対策事業補助金 200 万円。これは先ほどから申し上げますコンクリートブロック塀に対する補助金であります。

次、25 ページ、26 ページをごらんください。

9 款教育費の 8 目地質館運営費。補正前の額はゼロとなっておりまして、補正額が 1,328 万 3,000 円。これは、地質館が町長部局の産建課から教育委員会へ移管、先ほども承認の案件で御説明いたしましたけど、そのことに伴いまして、予算も移管したものであります。

次、27 ページ、28 ページをごらんください。

10 款の災害復旧費、2 目のがけくずれ住家防災対策費で 19 節負担金・補助及び交付金。急傾斜地崩壊対策事業負担金で、505 万円の増額。これは、県の急傾斜地事業が増加したことに伴います負担金の増額補正です。

次のページをごらんいただきたいと思います。ここからはちょっとページはふっておりませんが。ここには、給与費明細書、最初の

ページが特別職です。これはもうほとんど変更はありません。

それから2が一般職、次のページ2が一般職ですが、これは4月の人事異動に伴います人件費の増減でありまして、詳細の説明は省略させていただきます。

あとずっと順次、給料、職員手当の状況とか、級別職員数、それから昇級とか期末手当・勤勉手当のこと、あと定年退職、勸奨退職に係る退職手当、これらはごらんいただくということで、説明は省かせていただきます。

以上です。

町民課長 （横山 覚君）

私からは、議案第36号、平成24年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明をいたします。補正予算書の2ページ、3ページをお開きください。

歳入、歳出とも104万9,000円の補正となっております。今回の補正でございますが、特定健診につきましては、県の補助事業でございます高知県特定健康診査受診促進事業を導入いたしまして、特定健診事業の充実を行うこととしておりますけれども、本年度が特定健診の実施計画の最終年度でございます、さらなる受診率の向上を図るために、この補助事業のメニューの1つであります訪問勧奨事業、自宅を訪問して健診を勧めるという事業を追加して実施することにいたしました。そしてもう1つは、4月の人事異動に伴いまして、国保担当職員の給与等の確定による補正でございます。

10ページ、11ページをお開きください。事項別明細書のほうでございますが。まず歳出のほうで説明させていただきます。

一番上段の表なんですけれども、1款総務費、総務管理費、それから一般管理費、そして次の表の2項徴税費、1目賦課徴収費には、これは人件費に伴います職員給与の確定分として、それぞれ95万2,000円と9,000円を増額補正をするものです。

そして一番下の表なんですけれども、8款保健事業費、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費には、新たに追加実施をいたします訪問勧奨事業の費用として8万8,000円を増額補正をしております。

8ページ、9ページにお戻りください。

ここでは、歳入なんですけれども、先ほど、今、説明をいたしました特定健診として追加しました事業、そして人事異動により確定

いたしました職員給与費、のそれぞれの出に対応する費目について増額補正をしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長 （下川 芳樹君）

私のほうからは、議案第 37 号、平成 24 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明を申し上げます。

補正予算書の 2 ページ、3 ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入、歳出とも 352 万 2,000 円とさせていただきます。詳細については、事項別明細で御説明を申し上げますので 10 ページ、11 ページをお開きください。

歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費、17 節の公有財産購入費、これにつきましては、介護保険制度が新たに改正になりましたことによるプログラム導入等の経費でございます。

それ以外の経費、並びに 3 款地域支援事業費、それから同 3 款地域支援事業費の 2 項地域包括的支援事業・任意事業に関する増額につきましては、4 月の人事異動に伴う給与等の改定によるものでございます。なお、歳入につきましては、これらによる増額分を一般会計繰入金により繰り入れするものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

産業建設課長 （渡辺 公平君）

おはようございます。私のほうからは、議案第 38 号、平成 24 年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましの説明をさせていただきます。

補正予算書の 6 ページをおあけください。

まず、収入でございますが、先ほどの議案第 35 号、一般会計の補正予算の際に説明がありました玉割小橋かけかえに伴う補償金の受け入れ、補正予定額 200 万円でございます。支出に関しましては、この玉割小橋の接続部分、工事部分になります県道岩目地西佐川停車場線、ちょうど河川よりのほうに、現在水道管が埋設されております。工事に関係する部分でございますので、それを反対側のほうに移設する工事でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長 （岡林 護君）

議案第 39 号、佐川町課設置条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

この条例改正は、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の開始に伴いまして、町民課の事務分掌に関する既定の整備を図るものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。左側が現行で、右側が改正後ですが、現行でイのところに、町民課のイのところに「外国人登録に関すること」とありまして、改正後、右側は、そこが削られております。そのことに伴いまして、順次記号が繰り上げになっているという改正でございます。以上でございます。

町民課長 （横山 覚君）

私のほうから、議案第 40 号、佐川町印鑑条例の一部改正について、御説明いたします。

近年の国際化の著しい進展によりまして、外国人の入国者数が年々増加してきております。こうした中で、現行の制度では、これらの外国人の居住実態を正確に把握することが困難な状況が出てきたこと、また、外国人住民に対する行政サービスの向上も図る必要が高まってきた、ということなどから、このたび国におきまして、入国管理法や住民基本台帳法が一部改正されまして、外国人登録法の廃止も行われたところでございます。

今回の印鑑条例の改正につきましては、この住民基本台帳法の一部が改正され、外国人登録法が廃止されたことで、これまで外国人登録原票に登録されていまして外国人住民についても、住民基本台帳のほうに記録されることになりました。このために、印鑑の登録に関し、所用の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

参考資料として、資料もつけておりますけれども、外国人登録法の名前が消えたことで、外国人登録という文字の削除とか、そういうことが主になっております。よろしくお願いいたします。

国土調査課長 （氏原 敏男君）

私のほうからは、議案第 41 号、字の区域及び名称の変更について、の詳細を御説明させていただきます。

今回提出の 12 カ所につきましては、平成 23 年度の地籍調査によって土地の管理、利用の不便が判明したものでございます。配布しております議案第 41 号関係資料により御説明をいたします。3 の図面となっております。

資料は、上から、位置図、2 枚目の変更理由書、3 枚目以降は、それぞれの箇所に対応した切図、それから地籍図となっております。

す。2枚目をあけていただきたいと思います。

1番から、この5番につきましては、永野地区におけます農協営の圃場整備施工後、換地によりまして、それぞれ別の字を間にはさんでの飛び地となつてございまして、土地の管理、利用などで不便なため、隣接する変更案の字名に変更するものです。

次のページをお開きください。

1番の中から字山崎への変更です。換地によりまして、字岩ノ本を間にはさんで、飛び地となつてございます725の2を隣接する山崎に変更するものでございます。

ちょっと申し遅れましたが、図面の見方としまして、緑の線が字境となつておりまして、今回変更となつておる箇所を桃色に着色してございます。

次のページをお開きください。字柏川から^{コシキイワ}甕巖と岡への変更です。換地によりまして、字岡をはさんで飛び地となりましたので、938番を隣接の字甕巖に、942の1を隣接する岡に変更するものでございます。

次のページをお開きください。^{トリオチ}鳥落から芝田と北野への変更でございます。これも同様に、換地によりまして、飛び地となりましたので、1061は、隣接する芝田に。1062の1から1062の4についての3筆は、北野に変更するものでございます。

次をお開きください。

^{ホウダニ}字朴谷から^{ホウノキダニ}朴木谷への変更でございます。土地の登記簿の表示が朴谷と朴木谷との表示がありまして、桃色で着色した字朴谷の3583のイの位置から3588のハまでの53筆を朴木谷に変更するものでございます。

次のページをお開きください。

^{ナカタキ}字中瀧から幸四郎への変更です。字幸四郎を間に挟んで、字中瀧3760・1が飛び地となつておりましたので、隣接する幸四郎に字名を変更するものです。

次のページをお開きください。

^サン^タン^ダ三反田から^ホン^ムラ^サン^タン^ダ本村三反田への変更です。同一字名が加茂地区内に竹ノ倉と本村の2カ所があり、土地の管理、利用等で不便なため、1597の1から1602までの15筆を字本村三反田に変更するものです。

次のページをお開きください。

瀧ノ奥から瀧ノ宮への変更は、字瀧ノ奥 4168 番だけが瀧ノ宮に混在しており、土地の管理、利用などで不便なため、字瀧ノ宮に変更するものです。

次のページをお開きください。

シモナロからシタナロへの変更です。字シモナロとシタナロが混在しており、土地の管理、利用等で不便なため、1177 から 1183 までの9筆を、字シタナロに変更するものです。

次のページの切図と、その切図の次のページの調査後の地籍図を同時に見ていただきたいと思います。西桐ケタヲから布ヘバへの変更は、現地調査の結果、布ヘバ内に飛び地となっておりまして、現在、一体で管理、利用されておりますので、1540 のイと 1540 のロを字布ヘバに変更するものでございます。

次のページの、これも字図と調査後の地籍図をお開きください。

^ナガ字長セマチから^トウ^ギリ東桐ケタヲへの変更は、現地調査の結果、これも字東桐ケタヲ内に飛び地となっておりまして、現在一体で管理、利用されておりますところから、1111 を東桐ケタヲに変更するものです。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長 （永田 耕朗君）

これで、承認第1号から議案第41号までの提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

次の会議を11日の午前9時とします。

散会 午前10時24分